【規程番号　行法Ｉ－002】

学校法人行吉学園理事会運営規則

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会の運営を行うため、理事会の職務権限、業務決定の委任、招集手続、議長、定足数、決議要件及び議事録その他の必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　職務権限

（理事会の構成）

第２条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の職務権限）

第３条　理事会は、３か月に１回以上開催するほか、必要に応じて随時に開催し、私立学校法をはじめ関係法及び寄附行為に従い、次に掲げる職務を行う。

(1) 学校法人の業務を決定すること。

(2) 必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、又は評議員会の決議を得て、学園の業務遂行上の重要事項を審議・決定すること。

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事その他の学園の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

（理事会の決議事項）

第４条　理事会は、学園の業務について、次に掲げる事項を決定する。

(1) 重要な資産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 学園の設置する神戸女子大学学長、神戸女子短期大学学長のほか、幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園園長の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学園の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針の策定及び具体的な整備

(6) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(7) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更

(8) 寄附行為の変更

(9) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(10) 寄附金品の募集に関する事項

(11) 寄附行為第 73 条第１項第１号に定める事由による解散

(12) この学園の合併

(13) 残余財産の帰属者

(14) 理事長が作成する事業報告書及び決算書類の承認

(15) 役員が任務を怠ったことによって生じた損害（善意でかつ、重大な過失がない場合に限る。）について学園に対し賠償する責任の免除

（16）学園が役員又は会計監査人のために締結する補償契約の内容
（17）役員又は会計監査人のために締結する賠償責任保険契約の内容
（18）理事会・評議員会運営規則、学則、認定こども園の運営規程、その他学校法人及び設置学校の管理及び運営に関する重要な規則の制定及び変更
（19）前各号に掲げるもののほか、理事会の議決が必要とされる重要事項

2　理事会は、前項第１号から第２号及び第６号から第 10 号に掲げる事項（第８号については、軽微な変更として私立学校法施行規則第 54 条に掲げる事項に係るものに限る。）についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

3　理事会は、第１項第８号（軽微な変更として私立学校法施行規則第 54 条に掲げる事項を除く。）、同項第 11 号及び第 12 号に掲げる事項の決定をするときは、評議員会の決議を得なければならない。

4　前項に定める決定事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的事項として、再度評議員会を招集することができるものとする。全ての理事は、当該評議員会に出席し、改めて必要な説明を行い、評議員会は、理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

（理事長等の選定及び解職）

第５条　理事会は、理事長、副理事長及び専務理事、常任理事の設置、選定及び解職を決定する。

（評議員会の招集）

第６条　理事会は、理事長が招集する評議員会の開催を決定する。

2　理事会は、前項の評議員会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
（1）評議員会開催の日時及び場所
（2）会議の目的である事項があるときは、当該事項
（3）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
（4）評議員会が開催される場所に存しない評議員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
（5）評議員会が開催される場所に存しない評議員が情報通信の技術を利用する方法により議決権を行使することができることとするときは、その旨

（評議員の選任及び解任）

第７条　学園寄附行為第 32 条第１項第３号に定める評議員を選任する機関である理事会は、当該評議員及び補欠の評議員の選任を決定する。

2　前項の場合、理事又は理事会が選任する評議員は、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えてはならない。

3　評議員の一部を選任する機関である理事会は、評議員が学園寄附行為第 35 条第１項のいずれかに該当するときは、当該評議員の解任を決定する。

第３章　業務決定の委任

（業務決定の委任）

第８条　理事会は、第４条第１項及び第５条から第７条に定める事項を除き、学園の業務の決定を理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び園長へ委任できる。

2　理事長及び業務決定の権限の委任を受けた者は、緊急の必要があるため理事会を開催することができないときは、常任理事会へ諮問のうえ、第４条第１項に掲げる業務の決定を専決することができる。

3　前項の規定により専決した事項は、次の理事会において承認を得なければならない。

第４章　運　営

（理事会の招集）

第９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は専務理事、常任理事が理事会を招集する。

３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

５　監事は、学園の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認め、その報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会の招集を請求することができる。

６　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（招集手続）

第 10 条　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに会議の目的である事項及び議案を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

２　前項の通知は理事会の日の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

３　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議　長）

第 11 条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は専務理事、常任理事のうちから互選により議長を定める。

３　議長は、開会及び閉会を行い、理事会の運営を主宰し、管理する。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、第９条第２項、第４項及び第６項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選により定める。

（議案等）

第 12 条　会議の目的である事項及び議案は、理事長が提案する。

２　理事長は、理事又は担当職員に会議の目的である事項及び議案の説明をさせることができる。

３　次の各号に掲げる議案を理事会へ提出するには、各監事の同意を得なければならない。

(1) 寄附行為を変更し理事会の決議により理事の責任（善意でかつ重大な過失がない場合に限る。）を免除することができる旨の定めを設ける議案及びその寄附行為の定めに基づく理事の責任の免除に関する議案

(2) 寄附行為を変更し非業務執行理事との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を設ける議案

（発　言）

第 13 条　出席者の発言は、すべて、議長の許可を得て行わなければならない。

（定足数）

第 14 条　寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、理事会を開き、議決をすることができない。

（出席扱い）
第 15 条　理事は、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示することができる。
2　前項による意思表示を行った者は、出席者として議決に加わることができる。

（採　決）
第 16 条　議案について採決をする場合には、挙手、口頭又は記名若しくは無記名投票の方法によるものとし、議長がこれを定める。
2　挙手又は口頭による採決は､付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

（決議要件）
第 17 条　理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数をもって行う。
2　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
3　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
4　第１項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）学園寄附行為の変更
（2）予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
（3）基本財産の処分
（4）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
（5）残余財産の帰属者の決定
（6）収益を目的とする事業に関する重要な事項
5　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（1）学園寄附行為第 73 条第１項第１号に定める事由による解散
（2）この学園の合併

（監事の出席義務等）
第 18 条　監事は、理事会に出席し、学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、必要な場合に意見を述べなければならない。ただし、議決権は有しない。

（傍　聴）
第 19 条　理事会は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。
2　傍聴人は、発言することができない。
（議事録）
第 20 条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
2　議長は、理事又は学園職員のうちから議事録の作成者を指名する。
3　議事録の作成者は、議事の経過を明確に記録するために、議長の許可を得て発言し、必要な確認を求めることができる。
4　議事録には、議長並びに議長が指名した出席理事２名及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。）又は記名押印しなければならない。
5　議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
（1）理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は会計監査人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
（2）理事会が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、その旨
ア　第９条第３項の規定により理事長以外の理事の請求を受けて招集されたもの
イ　第９条第４項の規定により理事が招集したもの
ウ　第９条第５項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの
エ　第９条第６項の規定により監事が招集したもの

(3) 開会及び閉会に関する事項
(4) 理事、監事及び会計監査人の現在員数
(5) 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称
(6) 理事会の議長の氏名
(7) 議事録の作成に係わった者の職氏名
(8) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
(9) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
(10) 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、そ の意見又は発言の内容の概要
ア 競業取引及び利益相反取引についての重要な事実の報告
イ 監事の意見
ウ 理事の不正の行為若しくは法令等に違反する重大な事実を発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令等の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときの監事による報告
エ 補償契約に基づく補償をしたときの当該補償についての重要な事実の報告
(11) 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思
(12) その他議長が必要と認めた事項

6 理事会の報告の省略により理事会への報告があったとみなされた場合の議事録には、次に掲げる事項を記載する。
(1) 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容
(2) 理事会への報告があったものとみなされた日
(3) 議事録の作成に係わった者の職氏名

7 議事録は、理事会の日から 10 年間、常にこれを主たる事務所に備えて置き、適切に保存、管理しなければならない。

(議事録の閲覧請求等)

第 21 条 学園は、評議員が学園の業務時間内に、理事会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

2 学園は、債権者が役員の責任を追及するため必要があるとして、裁判所の許可を得て、理事会議事録の書面若しくは写しの閲覧請求、それらの謄抄本の交付請求又は電磁的記録に記録若しくは記載されたもの若しくは書面の閲覧若しくは交付の請求があったときは、これらに応じなければならない。

第5章 補 則

(改廃)

第 22 条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえ、理事会が行う。

附 則

1 この規則は、令和８年４月１日から施行する。

2 この規則の施行に伴い、行吉学園理事会業務委任規則（平成 18 年４月１日施行）については、令和８年３月 31 日をもって廃止する。